

六、若 國際聯合機關ノ及々必要ナル時、若 聯合會ニ白告トスルコト

( 續 )

六、若 聯合會ノ白告對テ、若 聯合會ニ白告トスルコト ( 五十一 ) ( 五十二 ) ( 五十三 ) ( 五十四 )

五、若 聯合會 ( 五十一 )

五、若 聯合會ノ白告對テ、若 聯合會ニ白告トスルコト ( 五十一 ) ( 五十二 ) ( 五十三 ) ( 五十四 )

五、若 聯合會ノ白告對テ、若 聯合會ニ白告トスルコト ( 五十一 ) ( 五十二 ) ( 五十三 ) ( 五十四 )

五、若 聯合會ノ白告對テ、若 聯合會ニ白告トスルコト ( 五十一 ) ( 五十二 ) ( 五十三 ) ( 五十四 )

五、若 聯合會ノ白告對テ、若 聯合會ニ白告トスルコト ( 五十一 ) ( 五十二 ) ( 五十三 ) ( 五十四 )

五、若 聯合會ノ白告對テ、若 聯合會ニ白告トスルコト ( 五十一 ) ( 五十二 ) ( 五十三 ) ( 五十四 )

五、若 聯合會ノ白告對テ、若 聯合會ニ白告トスルコト ( 五十一 ) ( 五十二 ) ( 五十三 ) ( 五十四 )

五、若 聯合會ノ白告對テ、若 聯合會ニ白告トスルコト ( 五十一 ) ( 五十二 ) ( 五十三 ) ( 五十四 )

五、若 聯合會ノ白告對テ、若 聯合會ニ白告トスルコト ( 五十一 ) ( 五十二 ) ( 五十三 ) ( 五十四 )

五、若 聯合會ノ白告對テ、若 聯合會ニ白告トスルコト ( 五十一 ) ( 五十二 ) ( 五十三 ) ( 五十四 )

六、若 聯合會ノ白告對テ、若 聯合會ニ白告トスルコト ( 五十一 ) ( 五十二 ) ( 五十三 ) ( 五十四 )

( 續 )

六、若 聯合會ノ白告對テ、若 聯合會ニ白告トスルコト ( 五十一 ) ( 五十二 ) ( 五十三 ) ( 五十四 )

五、若 聯合會 ( 五十一 )

五、若 聯合會ノ白告對テ、若 聯合會ニ白告トスルコト ( 五十一 ) ( 五十二 ) ( 五十三 ) ( 五十四 )

五、若 聯合會ノ白告對テ、若 聯合會ニ白告トスルコト ( 五十一 ) ( 五十二 ) ( 五十三 ) ( 五十四 )

五、若 聯合會ノ白告對テ、若 聯合會ニ白告トスルコト ( 五十一 ) ( 五十二 ) ( 五十三 ) ( 五十四 )

五、若 聯合會ノ白告對テ、若 聯合會ニ白告トスルコト ( 五十一 ) ( 五十二 ) ( 五十三 ) ( 五十四 )

五、若 聯合會ノ白告對テ、若 聯合會ニ白告トスルコト ( 五十一 ) ( 五十二 ) ( 五十三 ) ( 五十四 )

五、若 聯合會ノ白告對テ、若 聯合會ニ白告トスルコト ( 五十一 ) ( 五十二 ) ( 五十三 ) ( 五十四 )

五、若 聯合會ノ白告對テ、若 聯合會ニ白告トスルコト ( 五十一 ) ( 五十二 ) ( 五十三 ) ( 五十四 )

五、若 聯合會ノ白告對テ、若 聯合會ニ白告トスルコト ( 五十一 ) ( 五十二 ) ( 五十三 ) ( 五十四 )

五、若 聯合會ノ白告對テ、若 聯合會ニ白告トスルコト ( 五十一 ) ( 五十二 ) ( 五十三 ) ( 五十四 )

十、保險總會同議員、若 聯合會ニ白告トスルコト ( 五十一 ) ( 五十二 ) ( 五十三 ) ( 五十四 )

保險者ノ自治ニ委ネ、若 聯合會ニ白告トスルコト ( 五十一 ) ( 五十二 ) ( 五十三 ) ( 五十四 )

( 令第二十條第三十六條 )

十一、若 聯合會ノ白告對テ、若 聯合會ニ白告トスルコト ( 五十一 ) ( 五十二 ) ( 五十三 ) ( 五十四 )

十二、若 聯合會ノ白告對テ、若 聯合會ニ白告トスルコト ( 五十一 ) ( 五十二 ) ( 五十三 ) ( 五十四 )

三日ノ給付除外ヲ撤廢スルコト

六、國際労働會議排撃ニ關スル件

主文 本大會ハ國際労働會議ノ排撃ヲ以テ階級的労働組合運動ノ

任務ナリト認ム

理由 國際労働會議ハ現下ノ世界的反動期ニ於テ有スル役割ハ國

際的規模ニ於ケル労働協調ニ依ル労働大衆ノ欺瞞以外ノ何

物デモナイ從ツテ斯ル國際資本主義ノ欺瞞政策ガ我國労働

組合運動ノ階級的發展ニ對シテ與フル悲影響ヲ認識スルト

キコレニ對シテ明白ナル否定的見地ニ立ツコトハ我ガ全國